

信書便制度説明会を名古屋市で開催

＜「事業参入希望者及び事業者向け」と「利用者向け」の2部構成＞

東海総合通信局(局長 吉武 久)は、令和元年12月5日(木)、名古屋市の東海総合通信局(7階共用会議室)において「信書便制度説明会」を開催しました。

信書便事業は、平成15年4月から「民間事業者による信書の送達に関する法律」により、従来の郵便事業とは別の事業として制度化されています。東海4県(岐阜、静岡、愛知、三重)では68者(全国:537者)が「特定信書便事業」の許可を受けて、信書の送達サービスを提供しています。

説明会は、信書便事業の利用拡大及び新規事業者の育成を図るという観点から、特定信書便事業の規律、申請及び届出等の具体的な手続きについて説明する「事業参入希望者及び事業者向け」と信書の定義や信書便制度の概要、信書便事業の現状とサービス事例等について説明する「利用者向け」の2部構成で開催しました。「事業参入希望者及び事業者向け」説明会には33名、「利用者向け」説明会には35名の計68名が参加しました。

「事業参入希望者及び事業者向け」説明会では、特定信書便事業の規律、事業開始後の定期報告などについて、「利用者向け」説明会では、「知っておきたい信書のルール」の動画を交え、「信書の定義」や「信書」に該当する文書の例、「信書」の送達方法やサービス活用事例について説明しました。

参加者全員を対象に行ったアンケートからは、「サービス事例が参考になった」「定期報告などの遵守事項は大変役立つ」といったご意見が寄せられました。

東海総合通信局では、信書便制度をより一層理解していただくとともに信書便事業の利用促進を図るため、「信書便制度が知りたい」「信書便事業への参入を考えている」といった地方自治体、企業等からご要望をいただければ、日程を調整の上個別に訪問してご説明します。

信書便制度の説明会につきましても、今回のアンケート結果も参考によりよい説明会の開催に向け取り組んでいくこととします。



事業参入希望者及び事業者向け説明会の様子



利用者向け説明会の様子